

豊田市事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、次世代自動車を購入する事業者に対する補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、次世代自動車を業務目的で購入し、使用する事業者に対して、購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び事業活動における低炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次世代自動車とは、別表1に掲げる自動車をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら使用する目的で次世代自動車を新車で購入した法人（当該次世代自動車がプラグインハイブリッド車若しくは電気自動車（以下「PHV等」という。）である場合又は燃料電池自動車（以下「FCV」という。）である場合は、当該PHV等又はFCVの自動車検査証に記載された納税義務者をいう。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に当該次世代自動車を新車登録していること。
 - (2) 豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く法人で、事業の活動実態があること。
 - (3) 主に購入した事業者自らが豊田市内で使用する車両で、豊田ナンバーであること。
 - (4) 豊田市税を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項第4号の要件については、納税証明書によって証明できることを条件とする。ただし、第6条第5項に該当する場合は、この限りでない。
- 3 補助金の交付は1事業者につき同一年度の間において5台までとする。

(補助金の額)

第5条 次世代自動車の購入に係る補助金の額は、車両本体の購入に係る価格（消費税及び地方消費税を除く。）に100分の5を乗じて得た額とし、1台あたり15万円を上限とする。

2 次世代自動車を購入した者のうち、PHV等を購入した者が、当該購入に伴って自らの事業所にPHV等用の充電設備を設置した場合は、当該充電設備の設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額又は2万円のいずれか少ない額（以下「充電設備に関する加算金」という。）を、前項の補助金の額に加えるものとする。

3 前2項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次世代自動車の購入完了日から2月を経過した日又は補助対象の車両が新規登録された年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（事業者様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）自動車検査証の写し

（2）車両販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し

（3）第2号の書類に車名、車両本体の購入に係る価格が明記されていない場合、これらが明記されている書類

（4）豊田市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）

（5）豊田市が発行する事業証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）

（6）その他市長が必要と認める書類

2 前項の購入完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

（1）新車登録日（軽自動車の場合は、標識交付証明書の発行日を新車登録日とする。）

（2）補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付して前項の規定による申請を行う場合は、分割払に係る契約の締結日

3 充電設備に関する加算金の交付を申請する者は、前項の書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）充電設備の設置に要した費用（充電設備本体の購入に係る費用が含まれているものに限る。）が明記され、購入の事実が確認できる書類の写し（購入の事実を示す日付が、前項に規定する申請の属する年度のもの）ただし、第1項第2号又は第3号の書類に同様の内容が記載されている場合は、その添付を省略することができる。

(2) 充電設備の設置が確認できる写真

- 4 申請者が設立後最初の決算前であることを理由に、第1項第4号の納税証明書が提出できない場合は提出を省略するものとする。
- 5 市長は、交付申請兼実績報告書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止することができるものとする。
- 6 市長は、前項の規定により受付を停止したときは、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行い、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

(交付の可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（事業者様式第2号）又は不交付決定通知書（事業者様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付請求書（事業者様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ届出書（事業者様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(交付の決定の取消)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定

取消通知書（事業者様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（事業者様式第7号）により、当該補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

（1）天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該次世代自動車を処分するとき。

（2）その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（期日の特例）

第12条 当該補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（他の補助金等との関係）

第13条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

（協力）

第14条 第8条の規定により補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について、市へ協力しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（1）次世代自動車の使用状況に関するデータの提供

（2）災害時に、外部給電設備を自助及び共助のため、非常用電源として活用すること。

（3）市が実施するアンケート等への回答

（4）その他地球温暖化防止に関する活動

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、豊田市事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）及び豊田市事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、第12条から第14条の規定については、なお効力を有する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付の決定の取消、補助金の返還については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

次世代自動車の定義

区 分	定 義
PHV（プラグインハイブリッド車）	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検

	査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車(をいう。)であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの
E V (電気自動車)	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く
F C V (燃料電池自動車)	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの